

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

国においては、平成 12 年 3 月に「健康日本 21^{※1}」を策定し、国民が一体となった健康づくり運動を総合的に推進して、健康づくりに関する意識の向上及び取り組みの促進を図るための基本方針が定められ、平成 15 年 5 月には「健康増進法」を施行し、健康づくりの推進に向けての法的整備がすすめられてきました。

平成 25 年 4 月には健康日本 21(第二次)を適用し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「社会全体として相互に支え合いながら健康を守る環境の整備」などを新たに盛り込んだ「健康日本 21(第二次)(平成 25 年～34 年度)」が平成 24 年 7 月に公表されました。「健康日本 21(第三次)の計画期間は、関連する計画(医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業(支援)計画等)と計画期間を合わせること、各種取り組みの健康増進への効果を評価するために一定の期間を要すること等を踏まえ、令和 6 年から令和 17 年度までの 12 年間とされ、新たな基本方針が令和 5 年 5 月に公表されました。

新基本方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取り組みの推進を行うとされています。

このような中で、村では、健康日本 21(第二次)の理念を取り入れ、平成 31 年度から令和 5 年度における第 2 期計画において、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた村民の健康づくりの取り組みを進めてきました。第 2 期計画の計画期間終了に伴い、これまでの計画における達成状況を踏まえ、更なる健康づくり対策の充実を図ることで、「健康寿命^{※2}の延伸」「健康格差^{※3}の縮小」を実現することを目指して、第 3 期中札内村健康増進計画を策定します。

2. 計画の目的と基本方針

村民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、また個人の健康を支え、守る環境づくりを推進することにより、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を実現することを目的として、健康づくりを総合的に推進するための計画とします。

本計画では、健康を増進し生活習慣病の発症を予防する「1次予防」に重点を置き、健康づくり対策を、①栄養・食生活、②身体活動・運動、③たばこ、④休養・こころの健康、⑤次世代(子ども)の健康、⑥高齢者の健康、⑦歯・口腔の健康の分野に分けて記載するとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防につなげるために、⑦循環器疾患・糖尿病予防、⑧がん予防についても、第2期計画において策定した取り組み指標の達成状況を策定時の状況と比較した上で、新たな目標を設定しより充実した対策を推進しています。

なお、計画策定にあたり、令和5年9月に「第3期中札内村健康増進計画等策定に係るアンケート調査」を実施しております。有効回答数から、村全体の傾向を示すものではありませんが、現状と課題についての参考数値として記載しております。

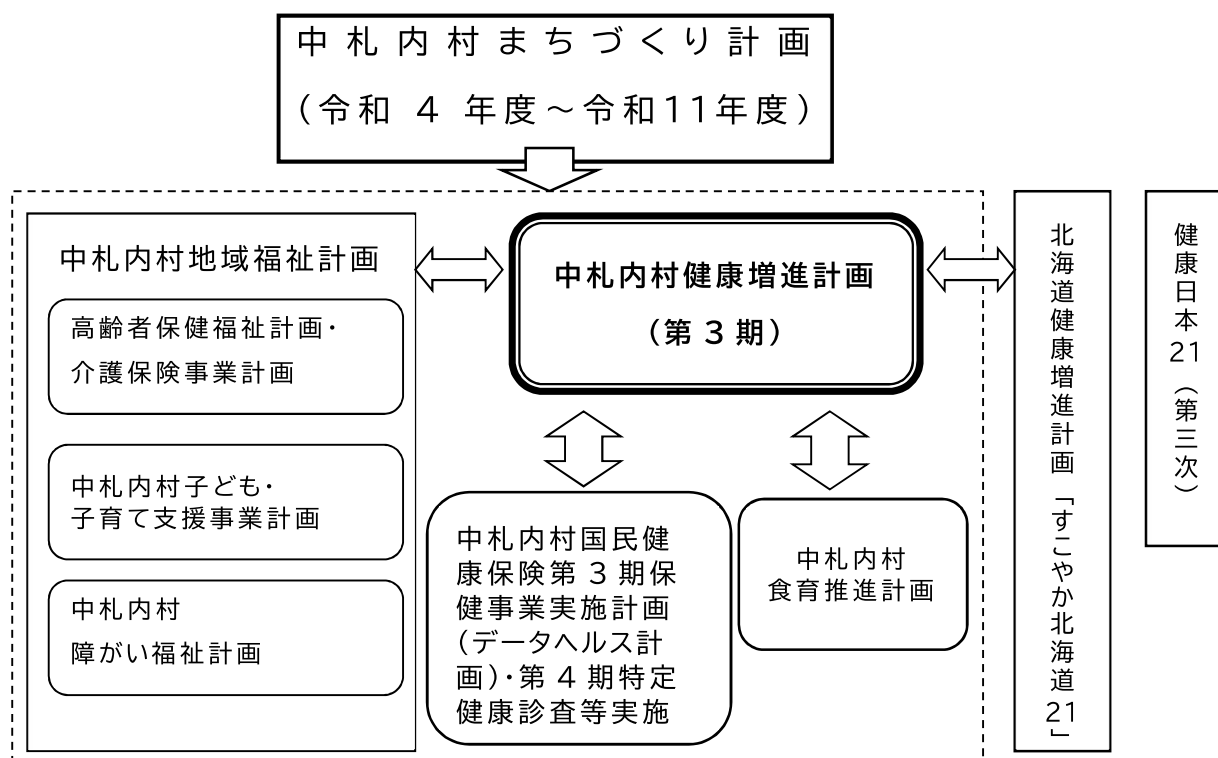
3. 計画の位置づけ

本計画は、「中札内村まちづくり計画（令和４年度から令和１１年度）」を上位計画とし、中札内村地域福祉計画・中札内村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・中札内村子ども・子育て支援事業計画など関連計画との整合性を図るものとします。

また、令和４年度～令和８年度を計画期間として策定した「中札内村食育・地産地消推進計画」とも、十分に整合性を図り、取り組みに多様な関係者が連携・協働して進めていくこととしています。

加えて、令和５年度に策定する「中札内村国民健康保険第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）※４第４期特定健康診査等実施計画」（令和６年度から令和１１年度）と整合性を図りながら、医療保険者として実施する保健事業等と連携し対策を進めていきます。

計画の推進にあたっては、「健康日本２１（第三次）」の理念のもとに、「北海道健康増進計画（すこやか北海道２１）」との整合性を図ります。



4. 計画の期間

本計画は、データヘルス計画等との整合性を図るため令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間を計画期間とし、村の健康課題に応じた健康づくり対策を推進します。

計画期間のイメージ及び 保健事業実施計画・データヘルス計画との関連

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
第 2 期	第 3 期						第 4 期			